

2021年（令和3年）9月17日

京都府知事
西脇 隆俊 様

京都府保険医
理事長 鈴木



新型コロナウイルス感染症患者（確定患者）で自宅療養又は宿泊療養を行う方に対する公費負担医療「28260602」について、検査同日における検査実施前の初・再診料、院内トリアージ実施料等への公費適用を求めます

拝啓

貴職におかれましては、京都府の社会保障制度の拡充のために、そして新型コロナウイルス感染症対策について日夜ご奮闘いただき、真にありがとうございます。

本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,310人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、新型コロナウイルス感染症患者（確定患者）で自宅療養又は宿泊療養を行う方に対する公費負担医療「28260602」について、抗原検査、PCR検査等の結果、陽性であったため、「発生届」（書面）で保健所（保健センター）にFAXで報告した場合又は感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）で報告した場合は、その日から公費負担医療の対象になるかと思えます。

この検査当日の医療の公費負担の範囲について、9月2日、当方から京都府健康福祉部健康対策課に照会させていただいたところ、検査により陽性が確定する前に実施した初・再診料、院内トリアージ実施料などは、新型コロナウイルス関連の治療とは認められず、同日であったとしても公費負担とはならないとの回答がありました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に関する公費負担医療については、結果が陽性・陰性に関わらず確定前の検査自体が「28260503」又は「28261501」の公費負担医療の対象とされていること、検査結果が陽性である場合は当然の事ながら検査前から感染している状態であることから、検査前の診療（初・再診料、院内トリアージ実施料、医科外来等感染症対策実施加算、乳幼児感染予防策加算等）は公費負担医療「28260602」の対象となるべきです。

ぜひとも、検査前の診療（初・再診料、院内トリアージ実施料、医科外来等感染症対策実施加算、乳幼児感染予防策加算等）について自宅療養又は宿泊療養を行う方に関する公費負担医療「28260602」を適用するよう、制度の改善をしていただきたく、要望します。

なお、全国でも都道府県に対して、自宅療養又は宿泊療養を行う方に関する公費負担医療の取扱いについて、同様の改善要望を提出する動きが広がっていることを申し添えます。

敬具